

附 則

（施行期日）

第一条 この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第六十五号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

第二条 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十八号）の施行の日の前日までの間における改正後の金融商品取引業協会等に関する内閣府令第一条の二第二項第三号、第二項及び第三項の規定の適用については、同号中「議決権（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権を含む。以下この条において「対象議決権」という。）」とあるのは「議決権」と、同府令第一条の二第二項及び第三項中「対象議決権」とあるのは「議決権」とする。